

令和 7 年 7 月 2 4 日 定例記者会見

次 第

1. ツキノワグマの出没状況と注意喚起について
2. 定額減税不足額給付金について
3. その他

日時：令和 7 年 7 月 2 4 日（木） 1 3：3 0 より

場所：本庁舎 4 階 庁議室

ツキノワグマの出没状況と注意喚起について

(1) 「ツキノワグマ出沒特別注意報」の発令について

現在、会津地域および中通り地域に「ツキノワグマ出沒特別注意報」が発令されています。

発令期間：令和7年5月16日（月・祝）～令和7年9月15日（月・祝）

(2) 本市における令和7年6月末時点でのツキノワグマ目撃件数 58件

目撃件数の主だった内訳として、山林に近く集落が点在している、大戸地区や湊地区、河東地区をはじめ、他地域においても山林に近い集落での目撃件数は非常に多くなっています。最近では東山温泉街や観光地周辺、さらには北会津町や神指町など、市街地に近い平野部でも多くの目撃情報が寄せられています。

また、目撃される時間帯については、朝、夕が最も多くなっていますが、日中の時間帯においても目撃件数は増加していますので、十分注意が必要です。

(3) クマと遭遇しないために！

夏の時期は、山の中の木の実など、エサとなる食べ物が減るため、クマの行動範囲が人里近くまで広がる傾向にあり、早朝や日没前後の、クマが活発に行動する時間帯に遭遇する危険性が一段と高まることから、早朝の散歩や山菜取り等の際には、以下の点に気を付けましょう。

- ・クマ鈴やラジオなどの音のするものを身につける。
- ・川沿いや藪など、見通しの悪い場所には近づかない。
- ・山際や山林内には一人で行かない。

(4) 「あいべあ」防災情報メールの配信

ツキノワグマ等が出没した通報を受けた場合、「あいべあ」の防災情報メールにて出沒情報を周知しています。

※防災情報メールへの登録が必要となります。

※山中での目撃や、目撃から相当時間が経過した場合は、メールを配信しない場合があります。

(5) 「獣マップ」での出没情報公開

ツキノワグマ等の出没地点を地図上に表示するWEBサービス「獣^{じゅう}マップ」にて、位置情報を公開します。



(ホームページ公開のイメージ画像です。)

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の 給付金（「調整給付金（不足額給付分）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付分）」とは？

以下の事情により、**当初給付時^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

I 当初給付時の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定後に本来給付すべき所要額と、当初給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初給付後に令和6年度分個人住民税所得割額が減少したことにより、
都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

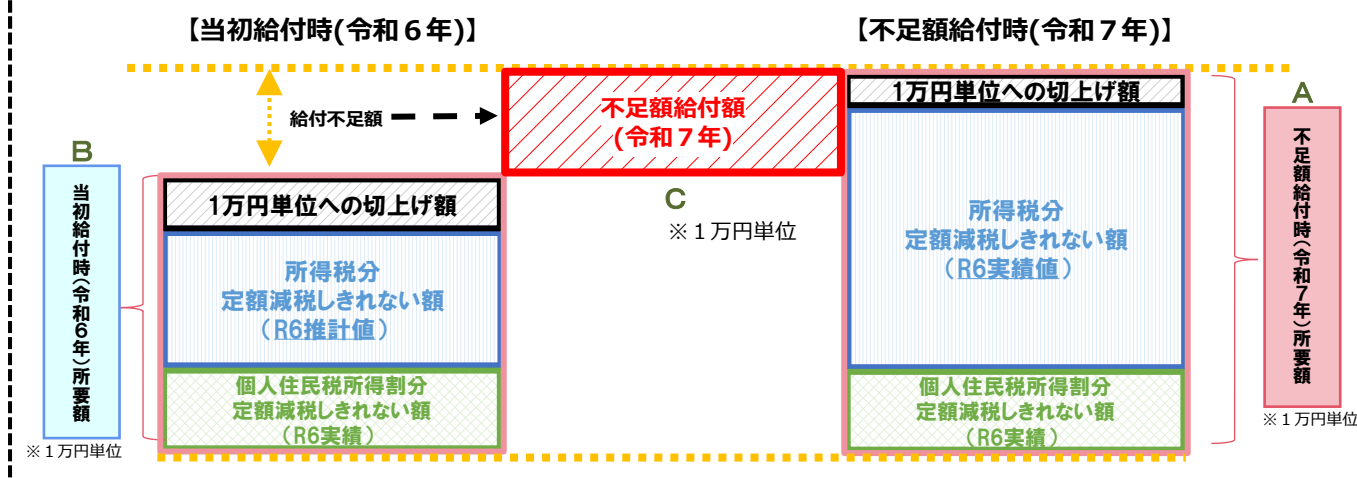
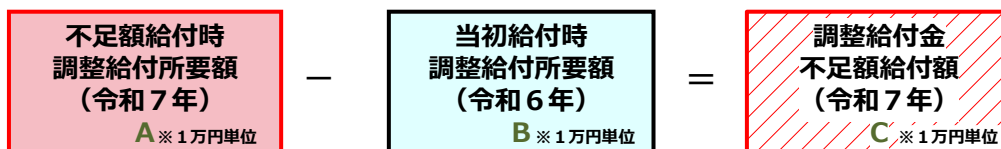
II 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり最大4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、令和6年8月1日に調整給付金（当初給付分）の案内を送付しました。

イメージ



※：所得税・個人住民税で定額減税しきれた方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

対象者の方には会津若松市から確認書か支給通知書をお届けします。

(注) 給付に関する業務を「株式会社インバウンドテック」に業務委託しております。

そのため、封筒のあて先などが会津若松市役所の住所と異なっていますので、ご了承下さい。

確認書が届いた方

- 給付金を受け取るには、**返送が必要**です。
 - 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返送ください。
- 申請期限は、令和7年9月30日(火)です。



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※確認書を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給通知書が届いた方

- 通知書に記載の口座に支給するため、**手続不要**です。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（不足額給付）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

会津若松市調整給付金コールセンター

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金窓口

☎ 0120-456-656

受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）

※詳しくは、会津若松市ウェブサイト、給付金・定額減税一体措置もご覧ください

会津若松市 不足額給付

検索

(<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024121900023/>)

給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

